

## ■ 3条1項3号

不服 2018-3500

### <本願商標>

「L I G H T」(標準文字)

第20類「ホースリール、ホース巻き枠(金属製のものを除く。)、家庭園芸用散水用ホース巻取機(金属製のものを除く。)、家庭用ホースリール(機械式のものを除く。)、家庭園芸用散水ホース掛け、家庭園芸用散水ホース収納具、植木鉢に立てて植物を支持する支持具、植物の茎支持具、プラスチック製の包装用容器、プラスチック製のふた(ポンプ機能を備えたものを含む。)、カーテン金具、プラスチック製フック、合成樹脂製止め具、座金及びワッシャー(金属製・ゴム製又はバルカンファイバー製のものを除く。)、きゃたつ及びはしご(金属製のものを除く。)」 ※審査係属中に補正あり

### <結論>

原査定を取り消す。本願商標は、登録すべきものとする。

### <原査定理由>

本願商標は、「L I G H T」の欧文字を標準文字で表してなるところ、「L I G H T」の欧文字(語)は、「軽い」等の意味で一般に極めて親しまれているものである。

本願指定商品中「ホースリール」について、「軽量」等を特徴とするものが販売されていることが認められる。

そうすると、「L I G H T」の文字を、本願指定商品中、例えば「ホースリール」に使用するときには、これに接する取引者、需要者が、当該商品を「軽量のホースリール」と認識するというのが自然であるから、本願商標は、その商品の品質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標である。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する。

### <理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

#### (1) 商標法第3条第1項第3号該当性

本願商標は、「L I G H T」の欧文字を標準文字で表してなるところ、「L I G H T」の語は、「1. 光, 発光体, 日光, 火 2. 軽い, 重くない, 少ない」等の意味を有する英語(小学館 ランダムハウス英和大辞典第2版)であって、我が国においては、「1. 光. 照明. 照灯. 明かり。 2. 明るいさま. 淡いさま。 3. 軽いさま. 手軽なさま。」(株式会社岩波書店 広辞苑第六版), 「1. 光, 照明, 明かり, 2. 軽いさま, 軽快なさま, あっさりし

ているさま」(三省堂 コンサイスカタカナ語辞典 第4版)等、複数の意味を有する外来語としても一般に親しまれている語であることから、非常に多義的で抽象的なものであるといえる。

そうすると、「LIGHT」の語が「軽い」等の意味を有するとしても、本願商標から一義的に特定の意味が確定されるものではなく、本願商標に接する需要者、取引者が、これより直ちに「軽量の商品」ほどの意味合いを認識、理解するとはいえないことから、これが本願商標の指定商品について、商品の品質等を具体的かつ直接的に表すものと理解させるのはいい難い。

また、原審において拒絶の理由として引用されたウェブサイトの掲載記事についても、「軽量のホースリール」が商品として販売されていることは理解できるとしても、「軽量の商品」であることと「LIGHT」の欧文字との関係が明瞭でなく、当該欧文字が、「軽量の商品」を意味するものとして、一般に広く使用されているということとはできない。

その他、当審において職権をもって調査するも、本願商標の指定商品を取り扱う業界において、「LIGHT」の欧文字が、商品の具体的な品質等を表示するものとして取引上一般的に用いられていると認めるに足る事実は発見できなかった。

してみれば、本願商標は、これをその指定商品について使用しても、商品の品質等を表示したものとはいえず、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものである。

したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当しない。

## (2) まとめ

以上のとおり、本願は、原査定の理由によっては拒絶すべきものとするとはできない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

### <弁理士コメント>

比較的簡単で多くの意味を持つ英単語が商標の構成中に含まれる場合、識別力の有無に悩むことが少なくありません。

本願商標も「LIGHT」の欧文字からなり、この語は「軽い」という意味でよく知られていることから、原審では「軽量の商品であることを意味するにすぎない」として、識別力が否定されました。

しかしながら、審判においては、「LIGHT」の語には「軽い」のほかにも様々な意味合いがあり、一義的に特定の意味が確定されるものではなく、本願商標に接する需要者、取引者が、これより直ちに「軽量の商品」ほどの意味合いを認識、理解するとはいえないから、商品の品質等を具体的かつ直接的に表すものと理解させるとはいい難いと判断しました。そして、その他の事情も考慮され、最終的に本願商標の識別力が認められています。

このような審決が出ると、本願商標と同じような構成からなる商標についても、最終的には識別力が認められ、商標登録が可能であるかのように錯覚してしまいそうになります。

ただ、本件でも一度は拒絶査定が出ているように、原則的な考え方からすれば、本願商標のような構成からなる商標は、識別力が否定される可能性はやはり高いであろうことが予測されますので、商標調査時や出願前において、弁理士は依頼人にこれを十分に説明する必要がありますでしょう。審判までいけば、登録までの時間も費用もかかりますから、少なくともこういったケースでは、(このような審決があるからといって)最初から「登録できますよ」と、依頼人に過度の期待を持たせるようなアドバイスをするのは控えるべきだと思います。

(弁理士 永露祥生)

<2018年11月14日>